

# ひとり親家庭等のために

※児童とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の者

問合せ先が、みらい世代育成課となっているものは、次の窓口でも問合せに応じることができます。

松永保健福祉課	☎930-0410	神辺保健福祉課	☎962-5005
北部保健福祉課	☎976-8803	沼隈支所保健福祉担当	☎980-7704
東部保健福祉課	☎940-2572	新市支所保健福祉担当	☎0847-52-5515

## 手当・医療費・貸付

### ★ 児童扶養手当

離婚・拘禁・遺棄・死亡・未婚などにより、父母のどちらか、または両方のいない児童を養育している人の生活安定と自立を促進するために支給される手当です。

	児童1人(月額)	児童2人目以降(月額)
全部支給	月額48,050円	+月額11,350円
一部支給	月額48,040円～11,340円	+月額11,340円～5,680円
全部停止	支給額なし	

※婚姻状態にある父母のいずれか、または20歳未満の児童に一定の障がいがある場合も対象となります。※所得制限あり

**問合せ先** みらい世代育成課 ☎928-1070

### ★ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父もしくは母などと児童または父母のいない児童の保険医療費の自己負担分の一部を助成します。  
※所得制限あり ※一部負担金あり

**問合せ先** みらい世代育成課 ☎928-1070

(以下は広告スペースです)



**葦陽設備工業株式会社**

本社 / 広島県福山市千代田町 1-13-17  
TEL.084-953-4325



医療法人 伸幸会  
**もりかず歯科医院**

診察時間	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	/	●	●	●
14:30～18:30	●	●	/	●	●	※

※土曜午後は14:00～18:00  
休診日:水曜・日曜・祝日



ご予約は **084-982-8338**  
福山市曙町3丁目21番9号

ひとり親家庭等のために

## ★ 遺族基礎年金

国民年金に加入していた人が亡くなったとき、要件に該当する人に支給します。

子の数	年金額(70歳以下)		
	基本額	子の加算	合計
1人のとき	月額70,608円	月額20,316円	月額90,925円
2人のとき	月額70,608円	月額40,632円	月額111,240円
3人のとき	月額70,608円	月額47,407円	月額118,015円

※71歳以上の方は金額が異なります。

子が1人および2人のときの加算額は1人あたり月額20,316円

子が3人以降のときの加算額が1人あたり月額6,775円

### <遺族年金生活者支援給付金>

遺族基礎年金を受給している人に支給します。 ※所得制限あり 5,620円(月額)

問合せ先 保険年金課 ☎928-1052

## ★ 離婚時の年金分割制度

離婚した場合、お二人の婚姻期間について、厚生(共済)年金の支給額の計算の基となる報酬額を分割して、年金額をお二人で分割できます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに御相談ください。

問合せ先

厚生年金に加入している人…福山年金事務所

☎924-2181

共済年金に加入している人…各共済組合

## ★ 交通遺児入学・卒業祝金

父または母が交通事故により死別した児童で、小・中学校入学または中学校卒業予定者に祝金を支給します。

※支給額:小学校入学20,000円、中学校入学30,000円、中学校卒業50,000円

※申請時期については「広報ふくやま」などでお知らせします。

問合せ先 ネウボラ推進課 ☎928-1162

## ★ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と、その児童(子)の福祉を増進するために、各種資金の貸付を行います。

※この制度において「児童」とは、20歳に満たない者のこと

※資金の種類:修学、就学支度、修業、技能習得、結婚、生活、就職支度、事業開始、事業継続、転宅、住宅、医療介護

(資金の種類によって貸付条件が異なりますので、詳しくはお問い合わせください)

対象

- ①母子家庭の母・父子家庭の父
- ②寡婦(扶養する子のない場合は前年(または前々年)の所得が203万6千円以下の人)及び寡婦の子
- ③母子家庭の母・父子家庭の父が扶養している児童
- ④20歳未満の父母のない児童
- ⑤40歳以上の配偶者のない人で前年(または前々年)の所得が203万6千円以下の人

問合せ先 ネウボラ推進課 ☎928-1162

## 生活の支援

### ★ひとり親家庭相談

ひとり親家庭自立支援員がいろいろな悩み事の相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。

問合せ先 ネウボラ推進課 ☎928-1162

### ★福山市養育費確保支援事業補助金について

ひとり親家庭自立支援員がいろいろな悩み事の相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。

#### 対象

福山市にお住いのひとり親で、次の要件を満たす方

- 1 養育費の取決め等の対象となる児童を現に扶養している
- 2 養育費の取決め等にかかる経費を負担している
- 3 養育費に関するほかの補助金を受けていない

#### 内容

養育費の確保に必要な手続きで発生する手数料や弁護士に依頼した際の着手金の一部を市が補助します

問合せ先 ネウボラ推進課 ☎928-1162

### ★市営住宅の入居

※20ページをご覧ください。

### ★JRの定期乗車券の割引

児童扶養手当受給世帯に属する人が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、割引運賃が適用されます。

※事前に申請が必要です。

問合せ先 みらい世代育成課 ☎928-1070

### ★ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

#### 対象

市内に居住する母子家庭の母・寡婦・父子家庭の父

#### 内容

- (1)就業支援講習会等事業  
自立と生活の安定につながる技能習得のための就業支援セミナーや講習会の開催

- (2)就業支援活動事業  
家庭状況、職業適性、就業経験などに応じ、適切な助言を行う就業相談の実施

- (3)養育費等支援事業  
相談員や弁護士による相談や情報提供など

問合せ先 ネウボラ推進課 ☎928-1162

### ★母子・父子自立支援プログラム策定事業

#### 対象

市内に居住する母子家庭の母や父子家庭の父など

#### 内容

個々の状況を考慮したうえで、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定します。

問合せ先 ネウボラ推進課 ☎928-1162

### ★ひとり親家庭自立支援給付金事業

※いずれの事業も申請前に、ネウボラ推進課での事前相談が必要です。

#### <自立支援教育訓練給付金>

自立に有効な教育訓練講座の受講経費の一部を支給します。

#### 対象講座

情報処理技術者、訪問介護員、看護師など厚生労働大臣が指定する講座

#### 支給額

対象経費(入学料、受講料)の60%相当額(上限1,600,000円、12,000円以下は対象外)

#### <高等技能訓練促進費等給付金>

対象となる資格を取得するため、6か月以上修業する場合に修業する期間に応じて支給します。(上限4年)

#### 対象資格

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師など

①高等技能訓練促進費 支給額:課税 月額70,500円、非課税 月額100,000円

※修学の最終年限1年間については、月額40,000円加算

②入学支援修了一時金 支給額:課税 25,000円、非課税50,000円

**問合せ先** ネウボラ推進課 ☎928-1162

## ★ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

### 対象

児童扶養手当の受給者・同等の所得水準にあるひとり親家庭の親と子

### 内容

高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給します。

①受講開始時給付金:受講費用の4割(上限20万円)

②受講修了時給付金:受講費用の1割(①と合わせて上限25万円)

③合格時給付金:受講費用の1割(①②と合わせて上限30万円)

※申請には事前相談が必要です。

※通信制の場合は上限額が異なります。

**問合せ先** ネウボラ推進課 ☎928-1162

## ★広島県ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金の貸付を行います。

### 対象

福山市に居住し、次のいずれにも該当する方

①児童扶養手当の受給を受けている方、または所得が児童扶養手当支給水準の方(所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象)

②母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方

### 貸付額

入居している住宅の家賃(管理費及び共益費を含む)の実費(月額上限あり)

**問合せ先** ネウボラ推進課 ☎928-1162

## ★DV・夫婦関係などの相談

DV(配偶者・恋人などからの暴力)・夫婦関係・離婚・セクハラ・性別による差別などの相談に応じます。プライバシーは厳守します。

### <面談・電話による相談(要予約)>

◎平日相談(祝日、年末・年始を除く)10:15~16:30

◎女性相談:毎週土曜日  
毎月第2、4日曜日

◎男性相談:毎月第1、3、5日曜日  
(祝日、年末・年始を除く)13:00~16:30

### 問合せ先

イコールふくやま相談室(多様性社会推進課) ☎973-8896

## ★母子生活支援施設

母子のみでの地域生活が困難な方、様々な事情で一時的な居所が必要な方などが、地域での自立生活をめざすための入所施設です。退所後の相談や必要な支援も行っています。福山市内に施設はないため、市外にある施設の利用となります。

### 対象

配偶者のいない又は準じる事情のある母及びそのこども

### 料金

所得に応じて利用料が必要

### 問合せ先

ネウボラ推進課 ☎928-1162

## ★売店などの許可について

母子家庭の母や寡婦などが公共的施設内に売店などを設けたいときの設置許可や、たばこ小売販売業の許可に関して優遇されます。

### 問合せ先

売店→公共的施設の管理者  
たばこ→中国財務局理財課  
(たばこ担当)

☎082-221-9221

## ★その他ひとり親家庭の支援一覧

ひとり親家庭の支援一覧について詳しくはこちらへ

その他ひとり親家庭の支援一覧についてはこちら

